

利用にあたって

1 調査の目的

2018年漁業センサスは、漁業の生産構造等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2018年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計（基幹統計である漁業構造統計を作成する調査）として、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づき実施している。

3 調査体系の概要

| 調査の種類 | 調査の系統 | 調査の方法 |
|----------------|--|--|
| 海面漁業調査 漁業経営体調査 | 農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象 | 調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自 計申告を基本とし、 面接調査も可能。) |

4 調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

5 調査事項

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6 調査期日

平成30年11月1日現在で実施した。

7 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

8 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

なお、有効回答数については以下のとおり。

単位：調査票

| 都道府県名 | 調査票配布対象数 | 有効回答数 |
|-------|----------|--------|
| | | |
| 全国 | 79,916 | 79,067 |
| 三重 | 3,211 | 3,178 |

9 数値について

(1) 数値について

数字の単位未満は原則として四捨五入した。したがって、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。

(2) 統計表に使用した符号

統計表に使用した符号は次のとおりである。

「－」……事実のないもの

「X」……秘密保護上統計数値を公表しないもの

10 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。